

最低賃金履行確保のため情報提供で連携

7月5日、大阪労働局と中核市初の協定締結

市は7月5日(水)、厚生労働省大阪労働局と「最低賃金に係る情報の提供に関する協定」を締結した。市が発注する契約の受注事業者が労働者への賃金支払いに関して最低賃金を順守していない等の疑義があった場合に大阪労働局へ情報提供を行う。同協定の締結は大阪市と堺市に次ぐ府内3例目で、中核市としては全国初。

市は、本協定の締結によって最低賃金違反や低入札価格調査に関する情報の提供などで同局との緊密な連携を図り、労働者の適正な雇用条件の確保につなげる。

★市は今後、協定に基づき、市が発注する業務委託契約等で最低賃金違反の情報提供(疑義を含む)があった際や低入札価格調査を行ったうえ契約締結した際に、情報提供内容や調査内容を同局に連絡する。同局は市からの連絡を受け、管轄する労働基準監督署長に通知を行い、その後の同署の対応状況等について適宜確認を行う。

★低入札価格調査制度とは、業務委託契約等における履行の確保および不良・不適格業者の排除を目的に調査基準価格を設定し、当該価格を下回る入札があった場合には落札を保留して、その入札金額で当該契約の適正な履行が可能かどうかを調査および審査して落札者を決定する制度。

★大阪労働局は、平成29年12月に大阪市(令和3年3月に協定内容を拡充し再締結)と、令和元年に堺市と本協定を締結しており、枚方市が3例目となる。

<お問い合わせ>

総務部 契約課 ☎ : 072-841-1345 FAX : 072-841-2015